

I. 東日本大震災からの復興加速

(注) 復興庁計上

平成28年度から平成32年度までの復興・創生期間における新たな枠組みに基づき、住宅再建・復興まちづくりや基幹インフラの復旧等を着実に推進。

(a) 住宅再建・復興まちづくりの加速 [2億円]

被災地における住宅再建・復興まちづくりの取組を着実に推進する。

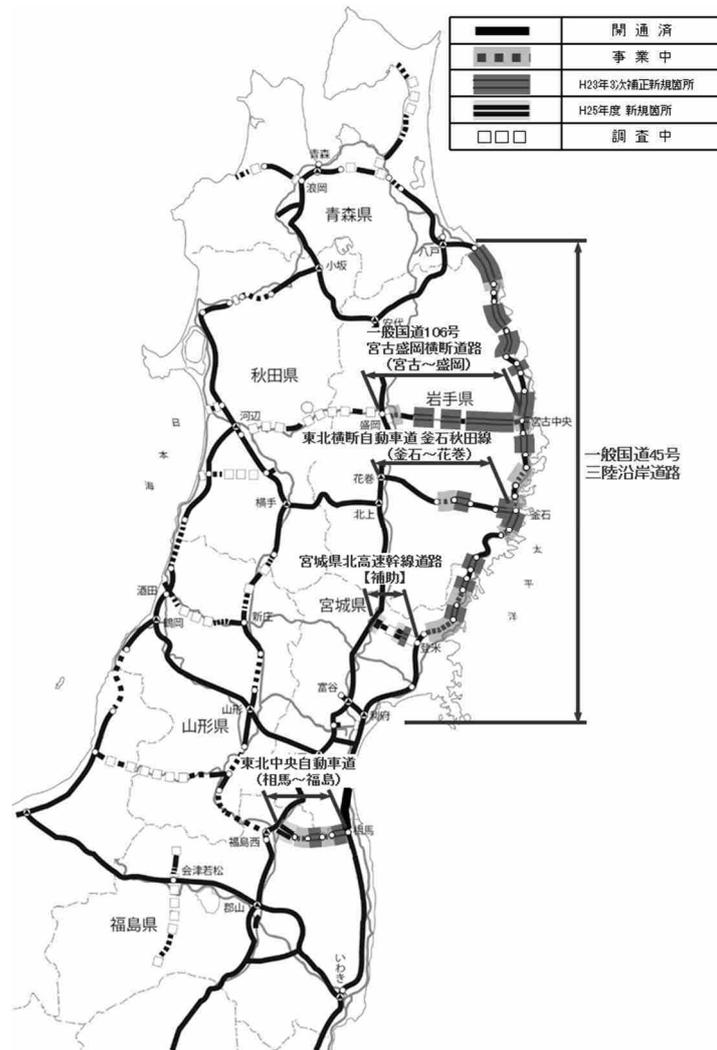
- ・ 「住まいの復興工程表」等に基づく災害公営住宅等の整備の支援
- ・ 地籍整備による土地境界の明確化の推進

(b) インフラの整備 [3,052億円]

被災地の復興に必要なインフラの着実な整備を進める。

- ・ 復興道路・復興支援道路の緊急整備等の推進
- ・ 海上物流・エネルギー供給拠点の形成等に必要な港湾施設の整備の推進
- ・ 海岸保全施設の整備、緑の防潮堤を含む粘り強い海岸堤防等の整備の推進
- ・ 堤防の嵩上げや耐震・液状化対策など河川管理施設の整備の推進
- ・ 東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策の推進
- ・ 復興の進捗に伴う下水道施設整備及び地盤沈下地区の雨水排水施設整備の推進
- ・ 復興の象徴となる国営追悼・祈念施設（仮称）の整備の実施

<復興道路・復興支援道路の整備状況>



(c) 被災した公共交通の復興の支援 [15 億円]

被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、住宅再建・復興まちづくりの進捗に応じた柔軟な支援を継続する。

(d) 被災地の観光振興 [4 億円]

福島県における早期の観光振興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対する支援を実施する。

(e) 被災地における PPP/PFI の推進 [1 億円]

東日本大震災からの復興の基本方針を踏まえ、PPP/PFI を活用した復興事業を実施する被災地の地方公共団体等を支援する。